

資料

- 1 委員名簿
- 2 R 8 事業の概要
- 3 R 9 事業の募集
- 4 旭川市市民協働推進会議条例
- 5 事業の実施要綱
- 6 事業の評価要領
- 7 事業の審査要領



「旭川市市民協働推進会議」委員名簿

※五十音順 敬称略

氏名	フリガナ	備考
牛草 博之	ウシグサ ヒロユキ	旭川信用金庫
奥原 真仁	オクハラ マサヒト	国立大学法人旭川医科大学
桐原 まどか	キリハラ マドカ	公募
椎名 澄子	シイナ スミコ	旭川市立大学 短期大学部
下郷 稚樹	シモゴウ マサキ	特定非営利活動法人旭川NPOサポートセンター
小林 浩	コバヤシ ヒロシ	社会医療法人元生会
森元 海風	モリモト ミナギ	公募

「市民の企画提案による協働のまちづくり事業」
令和8年度事業の実施概要

行政提案型（負担金上限額100万円）／新規				
提案事業名	中心市街地とデジタルスタンプラリーを活用したSNS拡散型イベント	提案団体名	冬のあさひかわ盛上げ隊	
実施概要	道北最大級の冬季イベントである「旭川冬まつり」の目前にプレイベントを開催することで、市民や観光客の参加意識を高め、開催に向けた機運醸成を図る。買物公園など中心市街地の10か所程度に、QRコードを読み取ると指令が出現する「指令ポイント」を設置し、冬まつりのテーマに沿ったデジタルスタンプラリーを実施する。参加者がSNSでハッシュタグ「#旭川冬まつり」を付けて投稿する仕組みを通じて、国内外へ旭川の魅力を拡散し、優秀作品の投稿者には冬まつり関連グッズを贈呈する。市民、観光客、インバウンドが一体となる「街回遊＋SNS拡散型イベント」により、冬まつりの事前PRと中心市街地の賑わい創出を目指すものである。			予算額 1,000,000、円 （うち市負担金 1,000,000円）

市民提案型（負担金上限額50万円コース）／継続				
提案事業名	わくわくドキドキ体験をすべての旭川の子どもたちに～オール旭川高等教育機関と社会教育施設による体験型イベントの協働開催	提案団体名	一般社団法人 旭川ウェルビーイング・コンソーシアム	
実施概要	市内3大学・短大・高専および5つの専門学校が連携し、科学や職業・実技体験を内容とした「わくわく体験フェス」を開催する。体験型イベントに参加経験のない子どもたちへ広く機会を提供し、知的好奇心の醸成や将来の職業観の形成を支援することを目的とする。令和8年度は科学館、民間商業施設（イオンモール旭川西）、社会教育施設の計3会場での実施に加え、旭川市教育支援センター（ゆっくらす）等への「出前型わくわく体験フェス」を展開し、すべての子どもが多様な学びに触れられる環境を創出するものである。これにより、高等教育機関と地域社会が一体となった持続可能な教育支援体制の構築を目指すものである。			予算額 750,000円 （うち市負担金 500,000円）

市民提案型（負担金上限額50万円コース）／新規				
提案事業名	ユースクリニック・カフェ事業	提案団体名	旭川にユースクリニックをつくる会	
実施概要	旭川市において、若者の「からだ」「こころ」「性」に関する悩みや孤立は潜在化しており、体系的な支援体制や安心して過ごせる居場所が不足している。本事業は、旭川市や近郊のユース世代（子ども・若者）が、心身の健康や性について正しく学び、専門家に相談できる場を提供することを目的とする。具体的には、月1回程度、駅前等のアクセスしやすい場所で「ユースクリニック・カフェ」を開催する。くつろげる空間の提供に加え、助産師や医師、ユースワーカー等に気軽に相談できる体制を整え、性の健康に関する体験型学習や図書の閲覧等を通じて、若者が自分自身の心と体を大切にし、将来にわたって健やかに生きていくための力を育むことを目指すものである。			予算額 550,000円 （うち市負担金 500,000円）

令和9年度実施事業 市民の企画提案による協働のまちづくり事業 事業提案を募集中！

協働のまちづくり事業は、市民と市がそれぞれの強みを生かして、本市が抱える課題の解決を図るものです。今回は、令和9年度に市との協働により実施し、公共的な課題を効果的に解決できる事業提案を募集します。対象となる事業や、団体等は次のとおりです。

募集期間 令和8年8月3日（月）～10月30日（金）まで

募集する提案 次の区分で事業提案を募集します。

①市民提案型（負担金上限額20万円コース、50万円コース）

地域課題や社会的課題の解決につながる協働事業を提案団体が企画し、提案するもの
※テーマは自由です。

②行政提案型（負担金上限額100万円）

市が、市民と協働で取り組みたいまちの活性化につながるテーマや企画等を示し、提案団体がそれに対する具体的な事業内容を提案するもの。

令和9年度の行政提案型のテーマや企画等は、次のとおりです。

No.	協働するテーマ	事業企画	担当課
1	中心市街地活性化と観光振興 （来訪者の創出）	ユキノワアサヒカワを活用した 冬の中心市街地魅力向上事業	都市計画課
2	冬期観光振興 （誘客促進）	旭川冬まつりプレイベントによる まちなか賑わい創出事業	観光・プロモーション課

※テーマごとの詳細な内容は、市HPに掲載されていますので、ご覧ください。

対象となる団体 次の全ての要件を満たしている団体を対象とします。

- 旭川市内で市民活動（※）を行っていること。
- 市と協働事業を実施できる実績又は能力があること。
- 組織の運営に関する規約等があること。
- 予算・決算等の事務が適正に行われている又は行われる見込みがあること。
- 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある団体でないこと。

※「市民活動」とは、市民が、自主的、自発的に社会のために行う「非営利の活動」です。

また、民間企業の社会貢献活動も含まれます。



注意事項

事業の詳細については、市HPに掲載している「提案の手引き」をご覧ください。
本事業は令和9年度予算の成立後に実施するため、正式な事業決定は令和9年4月以降となります。

お問い合わせ 提出先

旭川市市民生活部まちづくり協働課

〒070-8525

旭川市7条通9丁目48番地 総合庁舎3階

電話：0166-25-6012(直通)

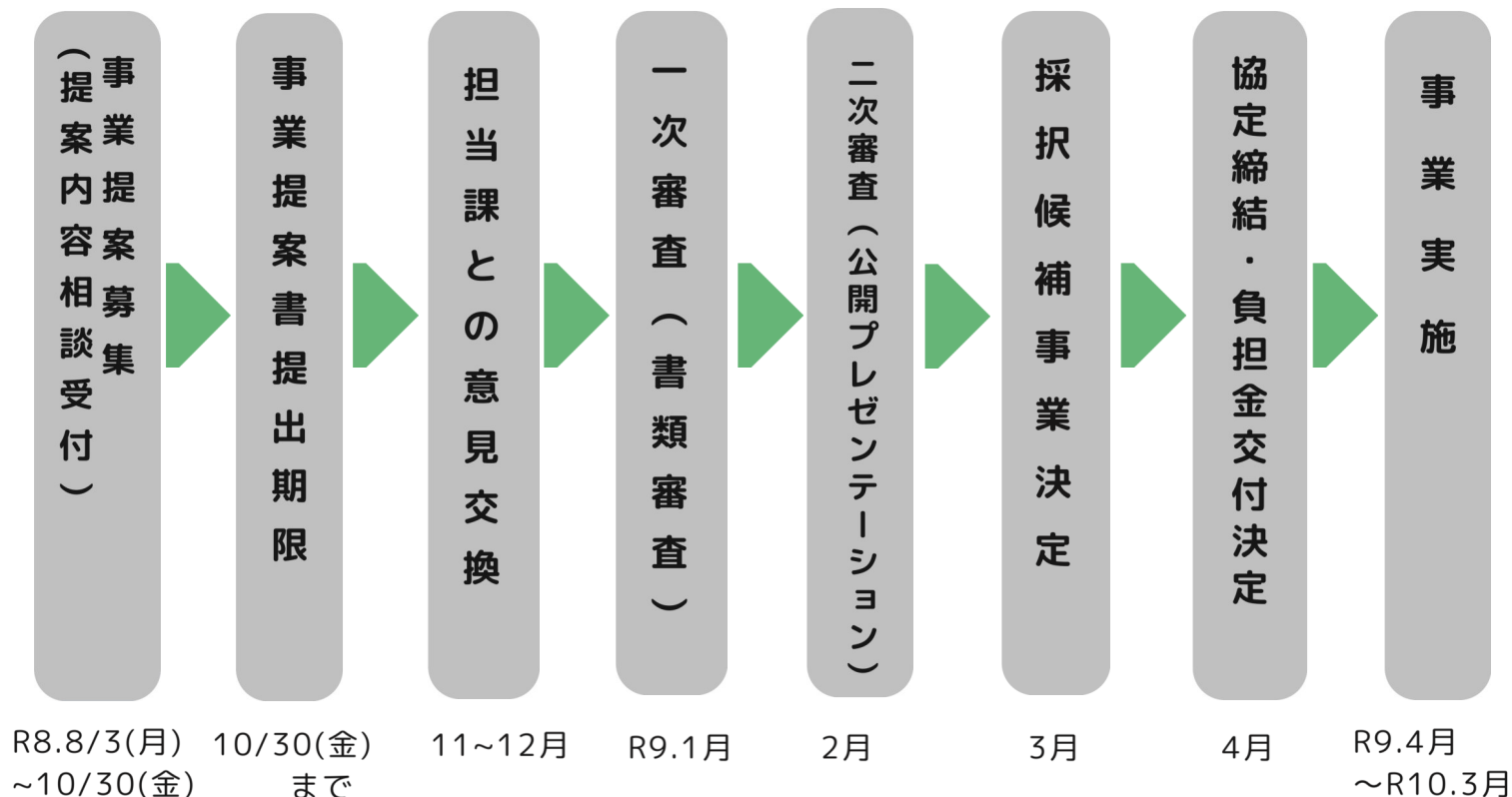
FAX：0166-25-3381

Eメール：machizukuri@city.asahikawa.lg.jp

↓詳細はこちらで



令和9年度事業実施までの流れ（スケジュール）



提出書類

- | | |
|-------------------------------|---------|
| ① 事業提案書（様式第1号） | -市指定様式- |
| ② 協働事業企画書（様式第2号） | -市指定様式- |
| ③ 収支計画書（様式第3号） | -市指定様式- |
| ④ 提案団体概要書（様式第4号） | -市指定様式- |
| ⑤ 団体の規約、会則、定款等 | -任意様式- |
| ⑥ 役員・会員名簿 | -任意様式- |
| ⑦ 直近の事業年度の決算書及び予算書 | -任意様式- |
| ⑧ 団体の活動が分かる資料（活動報告書、会報、チラシなど） | -任意様式- |



※事業スケジュール及び提出書類の詳細については、市のHPに掲載しております。下記の二次元コードを読み取るか、市のHP内の検索欄で「協働のまちづくり」と検索して、内容をご確認ください。

お問い合わせ

旭川市市民生活部まちづくり協働課

〒070-8525

旭川市7条通9丁目48番地 総合庁舎3階

電話：0166-25-6012(直通)

FAX：0166-25-3381

Eメール：machizukuri@city.asahikawa.lg.jp



旭川市市民協働推進会議条例

(設置)

第1条 市民が自主的に社会のために行う非営利の活動（以下「市民活動」という。）の促進及び協働の推進に関する事項について調査審議するため、旭川市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 市民活動を行っている者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 市長が適当と認めた者
 - (4) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であつて、市長が行う公募に応じたもの
- (委員)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

市民の企画提案による協働のまちづくり事業 実施要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、旭川市市民活動基本方針に基づく協働推進の取組の一環として、市民又は市が把握する公共的な課題の解決等を図る事業について、市民の企画提案に基づき市民と市とが協働で実施する、市民の企画提案による協働のまちづくり事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 本事業は、次に掲げる事項を目的に実施する。

- （1）社会環境の変化により、多様化する市民ニーズや複雑化し見えにくくなってきている地域課題に効果的に対応し、市民ニーズにあったきめ細やかな公共サービスを提供すること。
- （2）様々な主体が公共サービスの担い手となることで地域において提供できる公共サービスの多様化を図り、地域の課題解決力を高めること。
- （3）様々な主体と市とが対等な立場でまちづくりに関わることにより、協働に対する意識の向上を図ること。

（提案団体の要件）

第3条 本事業に提案することができるのは、次の全てを満たしている団体とする。

- （1）旭川市内で市民活動を行っていること。
- （2）市と協働事業を実施できる実績又は能力があること。
- （3）組織の運営に関する規約等があること。
- （4）予算・決算等の事務が適正に行われている又は行われる見込みがあること。

（対象となる事業）

第4条 本事業の対象となる事業は、次の全てに該当するものとする。

- （1）提案団体自らが参加し、かつ主に市内で実施する公益的な事業
- （2）市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業
- （3）提案団体と市とが協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは対象外とする。

- （1）営利を目的としたもの
- （2）特定の個人や団体が利益を受けるもの
- （3）政治、宗教、選挙活動を目的とするもの
- （4）法令等に違反するもの
- （5）公序良俗に反するもの
- （6）その他市長が不適当と認めるもの

（事業提案の種類）

第5条 事業提案の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）市民提案型 地域課題や社会的課題の解決につながる協働事業を提案団体が企画し、提案するもの

(2) 行政提案型 市が市民と協働で取り組みたいまちの活性化につながるテーマや企画等を示し、提案団体がそれに対する具体的な事業内容を提案するもの

(募 集)

第6条 市長は、本事業による提案を募集しようとするときは、必要な事項を定めた募集案内を作成し、これを公表するものとする。

(提案の方法)

第7条 提案団体は、前条の募集に対し事業を提案しようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 市民の企画提案による協働のまちづくり事業提案書（様式第1号）
- (2) 協働事業企画書（様式第2号）
- (3) 収支計画書（様式第3号）
- (4) 提案団体概要書（様式第4号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(採択された事業の継続提案)

第8条 提案団体が、本事業で採択された事業を翌年度以降継続して提案することができるのは、初年度を含め3年までとする。

(担当部署)

第9条 市長は、第7条の規定により事業が提案されたときは、その提案について担当する市の部署（以下「担当部署」という。）を指名し、その旨を提案団体及び担当部署に通知するものとする。

(審査前の意見交換及び提案書類の修正)

第10条 第7条の規定により事業の提案を行った提案団体と前条の規定により指定された担当部署は、審査を行う前の所定の期間内に提案内容に関する意見交換を行うものとする。

- 2 前項の意見交換の結果に基づき、提案団体は提案書類を修正することができるものとする。

(審査・選考)

第11条 市長は、第7条の規定により事業が提案され、前条の規定による意見交換が行われたときは、旭川市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）に審議を求めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、推進会議委員のうち、事業の提案団体の役員及び構成員となっている者は、審議から除くものとする。
- 3 審議は、第7条の規定により提出された書類又は前条の規定により修正された書類及び公開プレゼンテーションにより行うものとする。
- 4 前項で行う審議は、別に定める市民の企画提案による協働のまちづくり事業審査要領によるものとし、推進会議はその結果を市長に報告するものとする。

5 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、提案団体及び担当部署に対し審議の結果等を通知するものとする。

（採択候補事業の決定）

第12条 市長は、前条第4項の報告に基づき、採択候補事業を決定し、その結果を提案団体及び担当部署に通知するものとする。

（協 議）

第13条 前条の採択候補事業の提案団体（以下「採択候補事業提案団体」という。）と担当部署は、事業内容及び協働の諸条件等について協議するものとする。

（採択する事業の決定）

第14条 市長は、当該年度の予算成立を受け、予算の範囲内において採択する事業を決定し、その結果を採択候補事業提案団体及び担当部署に通知するとともに、公表するものとする。

（協定の締結）

第15条 前条の規定により採択された事業の提案団体（以下「採択事業提案団体」という。）と市長は、第13条の規定による協議を踏まえ次の書類を作成した上で、協定を締結するものとする。

- （1）市民の企画提案による協働のまちづくり事業実施計画書（様式第5号）
- （2）収支予算書（様式第6号）
- （3）その他市長が必要と認める書類

（事業の実施）

第16条 採択事業提案団体と市長は、前条に規定する市民の企画提案による協働のまちづくり事業実施計画書及び協定に基づき当該事業を実施し、その進行を管理するものとする。

- 2 採択事業提案団体と市長は、当該事業の内容の変更、中止又は廃止をしようとするときは、前条の規定により締結した協定に定める方法により行うものとする。
- 3 市長は、前条に規定する協定に基づく事業の実施に当たり必要な場合は、予算の範囲内で経費を負担するものとする。

（事業報告及び自己評価）

第17条 採択事業提案団体及び担当部署は、当該事業が終了した日の翌日から起算して30日以内に次の書類を作成し、各々市長に報告するものとする。ただし、第2号に規定する書類については、採択事業提案団体が作成するものとする。

- （1）市民の企画提案による協働のまちづくり事業実施報告書（様式第7号）
 - （2）収支決算書（様式第8号）
 - （3）その他市長が必要と認める書類
- 2 採択事業提案団体及び担当部署は、当該事業終了後、事業内容等について書面による自己評価を行い市長に提出するとともに、その評価結果を共有するものとする。

- 3 第1項に規定する書類及び前項に規定する書面の提出は、当該事業を実施した年度の3月31日を超えないものとする。

(事業評価)

- 第18条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、公開による事業報告会を開催し、推進会議に審議を求めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、推進会議委員のうち、事業の提案団体の役員及び構成員となっている者は、審議から除くものとする。
- 3 審議は、前条の規定により提出された書類及び第1項の規定により開催された事業報告会の内容により行うものとする。
- 4 前項で行う審議は、別に定める市民の企画提案による協働のまちづくり事業評価要領によるものとし、会議はその結果を市長に報告するものとする。
- 5 市長は、前項に規定する報告を受けたときは、その内容を採択事業提案団体及び担当部署に通知するとともに、評価の結果を公表するものとする。

(委 任)

- 第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月 8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月24日から施行し、平成28年度以後の年度分の事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月26日から施行し、平成30年度以後の年度分の事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月5日から施行し、平成31年度以後の年度分の事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月10日から施行し、平成32年度以後に実施する事業の提案に係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和4年度以後に実施する事業の提案に係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

市民の企画提案による協働のまちづくり事業 評価要領

1 目的

この要領は、市民の企画提案による協働のまちづくり事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、旭川市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）が行う事業評価等について必要な事項を定めるものとする。

2 事業評価の基準等

評価項目、評価方法等は次のとおりとする。

（１）評価項目及び評価内容（各区分共通）

評 価 項 目	評 価 内 容
事業の成果	事業目的が達成され、市民（受益者・参加者等）の満足を得ることができたと認められるか。
	事業内容、実施方法は妥当で、計画に基づき実施されたと認められるか。
	事業の収支は適切であり、費用に見合った効果があったと認められるか。
	協働事業として又は団体の自主的な活動による今後の発展や、他の取組への波及効果が期待できるか。
協働の効果	団体と市の役割分担が妥当で、それぞれが役割を果たせたと認められるか。
	協働により、単独で実施するよりも事業効果が高まったと認められるか。

（２）評価方法

次の基準により、推進会議委員が評価項目ごとに５段階評価を行い、評価項目ごとの平均値を事業評価とする。

また、推進会議は、評価に各事業に対する意見等を付すことができるものとする。

点 数	５ 点	４ 点	３ 点	２ 点	１ 点
評 価	高く評価できる	評価できる	普通	あまり評価できない	評価できない

市民の企画提案による協働のまちづくり事業 審査要領

1 目的

この要領は、市民の企画提案による協働のまちづくり事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、旭川市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）が行う審査等について必要な事項を定めるものとする。

2 審査方法

審査は、一次審査及び二次審査により行う。なお、推進会議は、実施要綱第9条により指定された提案事業の担当部署から、当該提案事業を実施するとした場合の課題点及び意見を徴し、審査の参考とするものとする。

（1）一次審査

実施要綱第7条に基づき提案された全ての事業について、同条の規定により提出された書類又は第10条第2項の規定により修正された書類を元に審査を行う。

（2）二次審査

一次審査通過事業について、一次審査で使用した書類並びに公開プレゼンテーションにおける説明及び質疑応答を元に審査を行う。

3 審査基準

審査区分、審査項目等、採点基準は次のとおりとする。

（1）審査区分

審査は、募集区分ごとに行うものとする。

（2）審査項目、審査内容及び配点

審 査 項 目		審 査 内 容	配 点	
			一次審査	二次審査
事業の妥当性	①事業の必要性	公共的課題や市民ニーズ等についての現状が的確に把握されているか。	10点	10点
	②事業の効果	事業の目的や効果、事業内容は、市民サービスの向上につながり、他の地域、団体等への波及効果等が期待できるものと認められるか。	10点	10点
	③具体性、実現性	事業内容、スケジュール等は具体的で、実現可能な提案内容であるか。	10点	10点
	④適正な予算	事業内容に照らして適正な予算の積算がされているか。	10点	10点
	⑤発展性、継続性	事業の継続・発展について、次年度以降の取組予定も含めて、最終的な到達点に至るまでのプロセスや、継続に必要な経費の確保等に関する長期的な計画性が認められるか。	10点	10点
協働の内容	⑥協働の必要性	市と協働で行う必要性が明確かつ妥当なものであるか。	10点	10点
	⑦協働の効果	市と協働することによる相乗効果が期待できるか。	10点	10点
	⑧役割分担の妥当性	団体と市との役割分担が明確で、相互の特性を生かした妥当なものであるか。	10点	10点
	⑨団体と市との連携	団体と市とが共通の認識をもち、連携して協働事業に取り組むことが期待できるか。		10点
団体の状況	⑩事業実施能力	提案団体には事業実施に必要な知識、技術、体制等があり、効率よく事業を実施できると認められるか。	5点	10点
配 点 合 計			85点	100点

(3) 採点基準

審査項目ごとの配点に応じて、次の基準により５段階評価又は１０段階評価として採点を行う。

採点基準

点 数	５ 点	４ 点	３ 点	２ 点	１ 点
	10～9 点	8～7 点	6～5 点	4～3 点	2～1 点
評 価	特に 優れている	優れている	普通	あまり 良くない	良くない

4 審査結果

審査基準に基づき事業ごとに各委員が採点した点数のうち、最高点及び最低点を付けた委員の点数を除き合計し、点数順に順位付けを行ったものをもって審査結果とする。

ただし、最高点及び最低点を付けた委員が複数となったときは、いずれか１人の委員の点数を除くものとする。

また、審査により同点の事業があった場合は、推進会議の協議により順位を決定する。

5 通過基準

一次審査及び二次審査における通過基準は次のとおりとする。

ただし、一次審査の通過基準を満たす事業が多数の場合については、推進会議の協議により通過事業数を調整することがある。

通過基準

審査方法	一次審査	二次審査
基 準	委員の評価点合計※の 60%以上	委員の評価点合計※の 70%以上

※ 前項の定めにより最高点及び最低点を付けた委員の点数を除いて合計したものとする。

6 委員による意見

推進会議委員は各事業の事業内容等に対し意見を付すことができるものとする。

7 審査結果等の報告

推進会議は、審査結果及び通過基準に基づく各事業の通過の可否に推進会議委員の意見を添えて、市長に報告するものとする。